

品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者候補者の選定について

1. 趣旨

品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者の選定については、令和2年10月に公募を行ない、令和4年10月から現指定管理者による運営を開始した。令和9年3月をもって指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

2. 指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等

(1) 名称

品川区立障害児者総合支援施設

(2) 所在地

品川区南品川三丁目7番7号

(3) 現指定管理者

社会福祉法人 福栄会

(4) 現指定管理期間 令和4年10月1日～令和9年3月31日（4年6ヶ月間）

(5) 新指定管理期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を指定管理者候補者選定予備委員会（以下「予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定管理者候補者として特定して選定する。

(2) 選定委員会および予備委員会の設置

候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。

なお、選定にかかる審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ・利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

4. 指定管理者が行う業務

品川区立障害児者総合支援施設条例第4条に規定する次の業務

(1)児童発達支援センター

子ども発達相談室、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
日中一時支援

(2)地域拠点相談支援センター

拠点相談支援、障害児指定特定相談支援、障害者指定特定相談支援

(3)訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

(4)日中活動・短期入所系サービス

生活介護、就労継続支援B型、短期入所

(5)地域活動支援センター

(6)総合的な施設の管理運営

建物の総合的な維持管理に関する業務を含めた施設全体の管理運営、
利用者の安全・安心に関する業務、多目的室の管理運営に関する業務

(7) 区長が必要と認める事業

5. 今後の予定

令和7年12月 指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会開催
指定管理者候補者選定

令和8年 2月 第1回区議会定例会にて指定管理者の指定議案提出、議決

令和9年 3月 指定管理業務の協定締結
4月 指定管理業務開始